

2011年3月

メンバー各位

用船契約約款 — 担保リスクに対する補償 (Charterparty Clauses – Indemnity for Insured Risks)

国際グループに所属するいくつかのクラブは最近、特にコンテナ船などの用船契約の中で、ある種の約款の挿入を求める用船者がいることに気付いた。同約款は、以下に述べる理由で船主のP&I保険担保を損なう可能性があることから、それによる影響を十分に考慮せずにその摂取に同意すべきではない。

同約款には様々な文言のものがあるが、最も一般的な言い回しは次の通りだ。

「本契約中相反するあらゆる規定にもかかわらず、船主はP&I保険の対象となるすべての担保リスクに対し責任を負い、かつ用船者を無責ならしめるものとする。」

この種の文言は、さもなくば用船者が負うべきP&I責任について、仮に用船者に全面的な過失があっても船主にそのすべてを負わせることを意図したものであり、実質的には船主に対し用船者のP&I保険者となることを要求するものだ。同約款はまた、事故や災害により船主が負担した債務や損失で通常は用船者が負担すべきものであっても、船主から用船者に対するその償還請求を阻止するものだ。

メンバー各位には、このような約款の挿入を拒否されることをお勧め申し上げます。船主のP&I加入条件のもとでは、この種の包括的補償条項や償還請求権放棄条項に基づく債務は除外される。したがって船主各位は、この種の約款に同意すれば、重大な責任が無保険となる相当なリスクを負うことになる。

クラブ・マネジャーはさらなる助言を喜んでご提供申し上げますが、この種の約款挿入の同意を求められたメンバー各位には、約款に同意される前にマネジャーにご連絡いただきたい。

国際グループ所属の各クラブから同様のサーキュラーが発行される。

以上

ティンドール・ライレー(ブリタニヤ)リミテッド
マネジャー

(翻訳) ブリタニヤP&Iクラブ 日本支店

本サーキュラーは専用バインダー Section 3. Cargo Documentationにお綴じ下さい。

本サーキュラーはすべて英語版の日本語訳です。日本語訳と英語版の間に齟齬がある場合は英語版の内容を優先下さるようお願い申し上げます。